

四日市市告示第 2 1 5 号

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱（平成 2 3 年四日市市告示第 4 0 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（交付対象者） 第 3 条 奨励金の交付を受けることができる者は、<u>農業協同組合</u>又は次の各号のいずれにも該当し、四日市市学校給食アグリサポーターへの登録を承諾する農業者又は農業者団体（以下「農業者等」という。）とする。 （1）市内に住所<u>又は所在地</u>を有すること。 （2）子どもの食育活動に取り組む意思があること。	（交付対象者） 第 3 条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当し、四日市市学校給食アグリサポーターへの登録を承諾する農業者又は農業者団体（以下「農業者等」という。）とする。 （1）市内に住所を有すること。 （2）子どもの食育活動に取り組む意思があること。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（商工農水部農水振興課）